

「Ⅱ 基本的な考え方」及び「Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題」対照表

第10回	第9回	備考欄
<p style="text-align: center;">Ⅱ 基本的な考え方</p> <hr/> <p><u>1. 基本理念</u></p> <p>(略)</p> <p><u>2. 基本的な方向性</u></p> <p><u>(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり</u> 飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解したうえで、お酒と付き合っていける社会のための教育・啓発の推進及び酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組の促進</p> <p><u>(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり</u> 地域の実情に応じて、精神保健福祉センターや保健所等が中心となりアルコール問題の相談支援の場所を確保し、幅広い関係機関や、<u>自助グループ</u> 及び民間団体の連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくり</p> <p><u>(3) 医療における質の向上と連携の促進</u> アルコール依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる拠点機関の整備を進めるとともに、一般医療機関と専門医療機関との連携を推進</p>	<p style="text-align: center;">Ⅱ 基本的な考え方</p> <hr/> <p><u>1. 基本理念</u></p> <p>(略)</p> <p><u>2. 基本的な方向性</u></p> <p><u>(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり</u> 飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解したうえで、お酒と付き合っていける社会のための教育・啓発の推進及び酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組の促進</p> <p><u>(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり</u> 地域の実情に応じて、精神保健福祉センター・保健所等が中心となりアルコール問題の相談支援の場所を確保し、幅広い関係機関や、<u>自助団体</u> 及び民間団体の連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくり</p> <p><u>(3) 医療における質の向上と連携の促進</u> アルコール依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる拠点機関の整備を進めるとともに、一般医療機関と専門医療機関との連携を推進</p>	<p>○文言整理（以下同じ。）</p>

「Ⅱ 基本的な考え方」及び「Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題」対照表

第10回	第9回	備考欄
<p><u>(4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり</u> アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進する。</p>	<p><u>(4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり</u> アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でアルコール依存症並びにその回復及び社会復帰について、理解を促進する。</p>	

「Ⅱ 基本的な考え方」及び「Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題」対照表

第10回	第9回	備考欄
<p align="center">Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題</p> <hr/> <p>1. <u>飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防</u></p> <p><u>(1) 特に配慮を要する者（未成年者、妊婦、若い世代の女性）に対する教育・啓発</u></p> <p>①未成年者、妊婦などの <u>飲酒すべき</u> ではない者（未成年者）</p> <p>○未成年者の飲酒率は減少傾向にあるが、未成年者飲酒禁止法で禁止されているにも関わらずゼロにはなっていない。</p> <p>○未成年者による飲酒については、脳の萎縮や第2次性徴の遅れ、アルコール依存症のリスクが高まるなど、心身の発育への悪影響が指摘されており、健全な心身の育成をはかるため、未成年者の飲酒は、ゼロとすることが求められる。</p>	<p align="center">Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題</p> <hr/> <p>1. <u>飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○（1）に、「体質的に飲めない人」「高齢者」を入れるべきではないか。（田辺委員）（今成委員）</p> <p>○（3）に、「分かりやすいガイドライン」を入れるべきではないか。（今成委員）</p> </div> <p><u>(1) 特に配慮を要する者（未成年者、妊婦、若い世代の女性）に対する教育・啓発</u></p> <p>①未成年者、妊婦などの <u>飲むべき</u> ではない者（未成年者）</p> <p>○未成年者の飲酒率は減少傾向にあるが、未成年者飲酒禁止法で禁止されているにも関わらずゼロにはなっていない。</p> <p>○未成年者による飲酒については、脳の萎縮や第2次性徴の遅れ、アルコール依存症のリスクが高まるなど、心身の発育への悪影響が指摘されており、健全な心身の育成をはかるため、未成年者の飲酒は、ゼロとすることが求められる。</p>	<p align="center">○文言整理</p>

「Ⅱ 基本的な考え方」及び「Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題」対照表

第10回	第9回	備考欄
<p>(妊婦)</p> <p>○妊婦の飲酒率は減少しているが、妊娠判明時点で飲酒をしていた者のうち、約半数が妊娠中も飲酒を継続していることも報告されている。</p> <p>○妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群(アルコールの影響で胎児に脳の発達障害等がおこる疾患)や発育障害を引き起こすことが指摘されており、妊娠中は飲酒をしないことが求められる。</p> <p>(取り組むべき施策)</p> <p>○未成年者や妊娠中の者に、飲酒が自分自身や胎児に与える心身への影響に関する正しい知識を普及させるため、学校教育において、アルコールが未成年者の心身に及ぼす影響などを正しく認識させるとともに、アルコール関連問題啓発週間、未成年者飲酒防止強調月間等の機会や、健康日本21、健やか親子21等の活動を通じ、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携し、未成年者や妊婦の飲酒による影響について普及啓発を進める。</p> <p>○未成年者については、未成年者に影響を及ぼしうる親や、教職員など、周囲の大人に向けた啓発も必要であることから、教職員に対し、アルコールの心身に及ぼす影響について更なる啓発を促すとともに、アルコー</p>	<p>(妊婦)</p> <p>○妊婦の飲酒率は減少しているが、妊娠判明時点で飲酒をしていた者のうち、約半数が妊娠中も飲酒を継続していることも報告されている。</p> <p>○妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群(アルコールの影響で胎児に脳の発達障害等がおこる疾患)や発育障害を引き起こすことが指摘されており、妊娠中は飲酒をしないことが求められる。</p> <p>(取り組むべき施策)</p> <p>○未成年者や妊娠中の者に、飲酒が自分自身や胎児に与える心身への影響に関する正しい知識を普及させるため、学校教育において、アルコールが未成年者の心身に及ぼす影響などを正しく認識させるとともに、アルコール関連問題啓発週間、未成年者飲酒防止強調月間等の機会や、健康日本21、健やか親子21等の活動を通じ、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携し、未成年者や妊婦の飲酒による影響について普及啓発を進める。</p> <p>○未成年者については、未成年者に影響を及ぼしうる親や、教職員など、周囲の大人に向けた啓発も必要であることから、教職員に対し、アルコールの心身に及ぼす影響について更なる啓発を促すとともに、アルコー</p>	

「Ⅱ 基本的な考え方」及び「Ⅲ 第1期基本計画で取り組むべき重点課題」対照表

第10回	第9回	備考欄
<p>ル関連問題啓発週間、未成年者飲酒防止強調月間等の機会や、健康日本21、健やか親子21等の活動を通じ、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携し、家庭における教育に資するよう、未成年者の飲酒に伴うリスクを保護者に伝える。</p> <p>○未成年者や妊婦などの、<u>飲酒すべき</u>ではない者の飲酒の誘引を防止する社会づくりのため、酒類業界において、テレビ広告について自主基準の見直しや、酒マークの認知向上策について検討を<u>進める</u>。酒類販売業者、風俗営業管理者等に対し、未成年者への酒類販売・供与・提供の禁止の周知を徹底するとともに、飲食店等での未成年者への酒類提供等について、指導・取締まりの強化を図る。</p> <p>②将来的な心身への影響が懸念される若い世代の女性</p> <p>○約25年前と比較すると、飲酒習慣のある男性の割合は、各年代で減少しているが、飲酒習慣のある女性の割合は30代、40代を中心にほとんどの年代で<u>増加している</u>。</p> <p>○<u>女性は、男性よりも少ない飲酒量で、非飲酒者や機会飲酒者に比べ生活習慣病のリスクが高くなること、男性よりも短期間の飲酒でアルコール依存症を発症する傾向のあることが指摘されている</u>。</p>	<p>ル関連問題啓発週間、未成年者飲酒防止強調月間等の機会や、健康日本21、健やか親子21等の活動を通じ、国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携し、家庭における教育に資するよう、未成年者の飲酒に伴うリスクを保護者に伝える。</p> <p>○未成年者や妊婦などの、<u>飲むべき</u>ではない者の飲酒の誘引を防止する社会づくりのため、酒類業界において、テレビ広告について自主基準の見直しや、酒マークの認知向上策について検討を<u>進める</u>ほか、酒類販売業者、風俗営業管理者等に対し、未成年者への酒類販売・供与・提供の禁止の周知を徹底するとともに、飲食店等での未成年者への酒類提供等について、指導・取締まりの強化を図る。</p> <p>②将来的な心身への影響が懸念される若い世代の女性</p> <p>○約25年前と比較すると、飲酒習慣のある男性の割合は、各年代で減少しているが、飲酒習慣のある女性の割合は30代、40代を中心にほとんどの年代で<u>増加しており、男女の飲酒率、飲酒習慣率は、年代が若いほど接近傾向にある</u>。</p> <p>○また、未成年者を対象にした「父母の飲酒パターン別にみた月飲酒者割合」では、「母親の飲酒」との関連が、「父親の飲酒」「飲酒なし」よりも高いことが指摘されており、今後、未成年者の飲酒との関連も懸念される。</p>	<p>○「文言整理」</p> <p>○前段と後段の主語が混同されるため。</p> <p>○論理展開上、記述の必要性に乏しい</p>

